

平成30年第13回

美幌町農業委員会総会議事録

平成30年4月20日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 平成30年4月20日(金) 午後1時30分から午後2時20分

2. 開催場所 美幌町議会 議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(19人)

	1番	日下	優	君	農地部会長	2番	白石	愛	君
会長職務代理者	3番	大西	政雄	君		4番	根塚	信義	君
	5番	中村	寿恵子	君		6番	小林	勝義	君
	7番	小泉	豊和	君	振興副部会長	8番	加藤	安弘	君
	9番	佃	徹	君		10番	寺本	恵二	君
	11番	日並	一三	君		12番	重清	幸良	君
	13番	木村	勝彦	君		15番	日並	洋	君
振興部会長	16番	齋藤	一男	君	農地副部会長	17番	東	砂裕理	君
会長	18番	千葉	正美	君		19番	松本	訓宜	君
	20番	鈴木	幸往	君					

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	酒井	祐二	君	総務担当主査	佐々木	鑑仁	君
総務担当	中谷	賢司	君	臨時筆生	寺田	裕子	君

議事日程

平成30年第13回 美幌町農業委員会総会
平成30年4月20日 午後1時30分開会

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日程第2 | | 諸般の報告について |
| 日程第3 | | 会期の決定について |
| 日程第4 | | 会務報告について |
| 日程第5 | 報告第22号 | 第5回 振興部会会議結果報告について |
| 日程第6 | 報告第23号 | 第3回 農地部会会議結果報告について |
| 日程第7 | 報告第24号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 日程第8 | 議案第45号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 日程第9 | 議案第46号 | 現況証明願について |
| 日程第10 | 協議第7号 | 美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について |

(ブザー)

議 長

ご苦労様です。

事務局長

本日の出席委員は19名です。定足数に達しており総会は成立しておりますので、只今より平成30年第13回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることになっておりますので議事進行につきましては鈴木会長にお願い致します。

議 長

これより議事に入ります。

議 長

日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号10番寺本委員、同じく議席番号11番日並一三委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の佐々木総務担当主査と中谷総務担当を指名致します。

議 長

日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。

事務局長

諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告3件、議案2件、協議1件となっております。朗読については省略させていただきます。なお、議席番号14番西委員、本日欠席の旨届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。

議 長

日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。

議 長

日程第4、「会務報告について」は議案書2ページに記載のとおりであります。この中から紋別市で開催のオホーツク農業委員会連合会総会及び地区別農業委員会会長・事務局長会議の内容について報告します。まず、オホーツク農業委員会連合会総会では平成29年度の事業報告・収支決算、平成30年度の事業計画・収支予算について原案のとおり承認決定されました。また、総会の前段にはオホーツク優良農村青年の表彰式が行われ、管内から16名が表彰を受けました。本町からは昭野の諏訪智紀さんと同じく昭野の門馬秀明さんの二人が表彰を受けました。次に、地区別農業委員会会長・事務局長会議では「平成31年度農業・農業委員会関係予算並びに政策要望に向けた検討」の内容と「平成30年度北海道選出国會議員要請集会」の開催と要望内容が説明され了承されました。

なお、この会議の資料につきましては事務局に保管してありますので必要があればご覧いただきたいと存じます。以上で会務報告を終わります。

議 長

何かご質問はございませんか。

(「なし」の声)

議 長

ないようですので、「会務報告について」は承認することに決定を致します。

議 長	<p>日程第5、報告第22号「第5回振興部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長の報告をお願いします。</p>
振興部会長	<p>第5回振興部会会議結果報告書。振興部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規定第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。平成30年3月26日。美幌町農業委員会振興部会長千葉正美。美幌町農業委員会会長鈴木幸往様。記。1. 案件（1）平成29年度振興部会所掌事務報告について、（2）平成30年度振興部会所掌事務について、（3）平成30年度農業委員会活動計画について、（4）平成30年度美幌町農業委員会総会日程について、（5）平成30年度道内視察研修について。2. 開催日時、平成30年3月26日(月)午後2時50分から午後3時40分。3. 開催場所、別館会議室。4. 出席者、私他計8名、事務局：中谷総務担当。5. 会議結果につきましては事務局から説明よろしくお願い致します。</p>
総務担当	<p>会議結果報告についてご説明致します。（1）平成29年度振興部会所掌事務報告については議案参考資料1ページ目から2ページ目にあるとおり提案とお承認されております。（2）平成30年度振興部会所掌事務については参考資料の3ページ目にあるとおり提案とお承認されております。（3）平成30年度農業委員会活動計画につきましては議案参考資料の4ページから9ページにあるとおり提案とお承認されております。（4）平成30年度美幌町農業委員会総会日程につきましては参考資料10ページにあるとおり提案とお承認されております。（5）平成30年度道内視察研修につきましては参考資料11ページから16ページにご提案してあります。日程につきましては今回は3泊4日で7月第1週に実施する予定をしております。視察先につきましては農業委員によるアンケートにあった視察先等を参考にして事務局で行程案を作成したうえで次回の振興部会で調整をするということで話をしております。以上の説明でございませぬ。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>（「なし」の声）</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、報告第22号「第5回農地部会会議結果報告について」は承認することに決定致します。</p>
議 長	<p>日程第6、報告第23号「第3回農地部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長の報告をお願いします。</p>
農地部会長	<p>第3回農地部会会議結果報告書。農地部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規定第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。平成30年3月26日。美幌町農業委員会農地部会長白石愛。美幌町農業委員会会長鈴木幸往様。記。1. 案件（1）平成29年度農地部会事業報告について、（2）農地移動適正化あっせんに係る基準等の見直しについて、（3）農地あっせん調整に係る担当ブロックの考え方について、（4）平成30年度農地部会事業計画(案)について。2. 開催日時、平成30年3月26日(月)午後2時40分から午後3時30分。3. 開催場所、議会委員室。4. 出席者 私他計9名、事務局佐々木総務担当主査。5. 会議結果については事務局よりお願い致します。</p>
総務担当主査	<p>会議結果についてご説明申し上げます。議案書8ページをご覧いただきたいと思っております。協議内容（1）平成29年度農地部会事業報告につきましては議案参考資料17ページから18ページ並びに23ページから25ページによりましてご提案し、承認されております。（2）農地移動適正化あっせんに係る基準等の見直しについて。平成29年度中に改正する予定でありましたあっせん基準、あっせん事業実施要領、農用地利用関係調整規定につきましては平成30年度に見直しを行い平成31年度から適用すると</p>

いうことで了承されております。(3) 農地あっせん調整に係る担当ブロックの考え方について。属地主義の用語の説明をさせていただきたいと思っております。属地主義とはあっせんする農地の所在地によって担当ブロックを決める考え方でございます。属人主義はあっせんする農地の所有者の住所によって担当ブロックを決める考え方でございます。これまでの考え方は属地主義と属人主義が混在しておりまして、場合によってはブロック長同士が話し合っただけで担当を決める経過もありました。今回、その考え方を農業委員会として属地主義に統一させていただきます。その理由はこれまでも多くの実例として属地主義に基づき、あっせんや賃貸の更新確認などを行ってきたこと。また、新たに借受人を選定する場合、属人主義ではあっせん調整が難しいためであります。例えば先月の総会でありました案件ですけれども高野在住の方が所有する古梅地番の農地の場合、属人主義で新たな借受人を調整するとすると1ブロックが担当し、古梅の土地の説明会を古梅で行うこととなりますが、古梅地区の実情を把握している3ブロックが担当することが適切と思われるからでございます。賃貸の場合は、今までどおりでよろしいかと思っておりますが、今の例で言いますと借り手が返すという場合も属人主義の場合は、1ブロックが担当することになりますので、やはり属地主義で考えて調整していくのが適当であろうと結論に至りました。それから、離れ地がある場合の調整方法でございます。あっせんの申し出があった農地が複数のブロックにある場合、どのように調整することが適当か部会で検討した結果、基本的に属地主義といたしました。これは離れ地を解消し、効率的に営農できるよう農地を集約、集積するという基本的考え方に基づくものでございます。ただし、地域によっては例えば駒生地番でも美富の農事組合に入っている農地の場合は事情がわかっている4ブロックが担当するなど離れ地の状況により判断していきたいと思っております。(4) 平成30年度農地部会事業計画(案)につきましては議案参考資料21ページから22ページにより提案し、承認されております。ご説明は以上でございます。よろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、報告第23号「第3回農地部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。

議 長

日程第7、報告第24号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題と致します。内容番号19号。

総務担当主査

内容番号19号についてご説明致します。賃貸人は〇〇の〇〇さん、借入人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は平成28年8月1日から平成33年7月31日までの5年間、合意解約並びに土地の引き渡しは平成30年4月10日でございます。以上、よろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号19号は承認することに致します。内容番号20号。

総務担当

内容番号20号についてご説明致します。賃貸人は〇〇の〇〇さん、借入人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は平成25年11月30日から平成35年11月30日までの10年間、平成30年4月1日に合意解約並びに土地の引き渡しをおこなったものでございます。以上、よろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

議 長	<p>(「なし」の声)</p> <p>ご異議なしと認め、内容番号20号は承認することに致します。 報告第24号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は承認することに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第8、議案第45号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。 内容番号73号から74号は関連がございますので一括上程致します。</p>
総務担当主査	<p>はじめに概要のご説明を致します。今月の案件は全11件で内容につきましては農業公社からの賃貸借1件、再貸付案件が10件となっております。 内容番号73号から74号について一括してご説明致します。本件は契約期間満了に伴う再貸付案件です。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さんでございます。賃貸借料は議案記載のとおりで、契約期間は平成30年4月23日から平成40年4月30日までの10年間、利用調整日は平成30年4月12日でございます。内容番号73号についてご説明致します。参考資料は28ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。次に内容番号74号についてご説明致します。参考資料は29ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。 以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
16 番	<p>内容番号73号と74号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものです。 〇〇さんは家族4人で畑作三品のほか豆類を作付けし、また〇〇さんは家族ふたりで肉用牛の飼育のほか小麦、玉ねぎなどを作付けしており、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号73号から74号は適当と認めます。 内容番号75号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号75号についてご説明致します。参考資料は30ページをご覧ください。本件も契約期間満了に伴う再貸付案件です。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年4月23日から平成35年4月30日までの5年間、利用調整日は平成30年4月13日でございます。 以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。</p>
16 番	<p>内容番号75号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件も期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものです。 〇〇さんは家族ふたりで肉用牛の飼育のほか小麦、玉ねぎなどを作付けして意欲的に</p>

営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号75号は適当と認めます。
内容番号76号。

総務担当主査

内容番号76号についてご説明致します。参考資料は31ページをご覧頂きます。本件も契約期間満了に伴う再貸付案件です。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で土地明細につきましては議案書14ページをご覧頂きます。賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年4月23日から平成35年4月30日までの5年間、利用調整日は平成30年4月11日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号76号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ前回と同じ条件で再貸付となったものです。

〇〇さんは家族ふたりで小麦、ビート、人参などを作付けされ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号76号は適当と認めます。
内容番号77号。

総務担当主査

内容番号77号についてご説明致します。参考資料は32ページをご覧頂きます。本件も契約期間満了に伴う再貸付案件です。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年4月23日から平成35年4月30日までの5年間、利用調整日は平成30年4月13日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号77号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件も期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものです。

〇〇さんは家族3人で小麦、馬鈴薯、甜菜、人参を作付され、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号77号は適当と認めます。
内容番号78号から79号は関連がございますので一括上程を致します。

総務担当

内容番号78号と79号について一括ご説明致します。参考資料は33ページと34ページをご覧願います。本件も期間満了に伴う再貸付案件です。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年4月23日から平成40年4月30日までの10年間、利用調整日は平成30年4月12日でございます。まず、内容番号78号についてです。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。次に内容番号79号についてご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡でございます。

以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

2 番

内容番号78号と79号につきましては只今事務局説明のとおりでございます。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方に意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものです。

〇〇さんは家族4人で畑作三品と豆類を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号78号から79号は適当と認めます。
内容番号80号。

総務担当

内容番号80号についてご説明致します。参考資料は35ページをご覧願います。本件も期間満了に伴う再貸付案件です。

利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年4月23日から平成35年4月30日までの5年間、利用調整日は平成30年4月13日でございます。

以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

2 番

内容番号80号につきましては只今事務局説明のとおりでございます。この案件も期間満了に伴う再貸付案件で双方に意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものです。

〇〇さんは家族ふたりで畑作三品のほかアスパラ、キャベツを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号80号は適当と認めます。
内容番号81号。

総務担当

内容番号81号についてご説明致します。参考資料は36ページをご覧願います。本件も再貸付案件です。

利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年4月23日から平成40年4月30日までの10年間。利用調整日は平成30年4月12日でございます。

以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項

の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

2 番

内容番号81号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件も期間満了に伴う再貸付案件で双方に意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものでございます。

〇〇さんは家族4人で畑作三品と豆類を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号81号は適当と認めます。
内容番号82号。

総務担当

内容番号82号についてご説明致します。参考資料は37ページをご覧願います。本件も再貸付案件です。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年5月1日から平成35年4月30日までの5年間、利用調整日は平成30年4月12日でございます。

以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

17 番

内容番号82号につきましては只今事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方に意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものです。

〇〇さんは家族3人で畑作三品を作付けされており、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号82号は適当と認めます。
内容番号83号。

総務担当

内容番号83号についてご説明致します。参考資料は38ページをご覧願います。本件は2月の第11回総会におきまして〇〇の〇〇さんが農業公社に売買した案件でございます。

利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成30年4月23日から平成35年2月24日までの5年間、利用調整日は平成30年4月5日でございます。

以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

1 番

内容番号83号につきましては只今事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが農業公社に売買し、〇〇さんに公社事業5年で賃貸するものです。

〇〇さんは家族5人で小麦、甜菜、馬鈴薯、蕎麦などを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ありませんか。

	(「なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号83号は適当と認めます。 議案第45号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。
議長	日程第9、議案第46号「現況証明願について」を議題と致します。 内容番号15号。
総務担当主査	内容番号15号についてご説明致します。参考資料は40ページをご覧願います。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。
5番	内容番号15号につきましては只今事務局説明のとおりです。この土地には農業用倉庫が3棟と住宅1棟、生垣があり、かなり以前から農地としては使われておらず農地・採草放牧地以外であることを4月12日、小林委員、日並洋委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議長	ご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号15号は適当と認めます。 内容番号16号。
総務担当主査	内容番号16号についてご説明致します。参考資料は41ページをご覧願います。願出人は〇〇の〇〇さん、土地所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地利用状況につきましては、確認委員さんよりお願い致します。
12番	内容番号16号につきましては只今事務局説明のとおりです。この場所は〇〇の住宅街の一角にあり、かなり以前から畑として使用されておらず農地・採草放牧地以外であることを4月11日、日並一三委員、大西委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。
議長	ご異議ありませんか。 (「なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号16号は適当と認めます。 内容番号17号。
総務担当主査	内容番号17号についてご説明致します。参考資料は42ページをご覧願います。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。
12番	内容番号17号につきましては只今事務局説明のとおりです。この場所は公園通り沿いにあり、すぐ近くに鳥里道営住宅がある住宅街で雑草などが一面に生えており、かなり前から畑として使用されておらず農地・採草放牧地以外であることを4月11日、日並一三委員、大西委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号17号は適当と認めます。 内容番号18号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号18号についてご説明致します。参考資料は43ページをご覧ください。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のためで、土地利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。</p>
12番	<p>内容番号18号につきましては只今事務局説明のとおりです。この場所は美幌小学校が近くにある住宅街の中にあり、一部家庭菜園の跡などがありますが相当前から畑として使われておらず農地・採草放牧地以外であることを4月11日、日並一三委員、大西委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号18号は適当と認めます。 議案第46号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第10、協議第7号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。</p>
総務担当主査	<p>協議第7号についてご説明致します。本件は4月11日付けで美幌町長から町が定める「美幌町農業振興地域整備計画」において同計画の変更を行うため、意見を求められたもので農用地区域からの除外2件でございます。</p> <p>内容番号8号についてご説明致します。参考資料は45ページから47ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇内、面積は〇〇㎡、申請理由は電気通信設備(携帯電話基地局)設置のためでございます。なお、設置場所の現況は山林のため転用許可は不要でございます。次に内容番号9号についてご説明致します。参考資料は48ページから51ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は太陽光発電設備建設のためでございます。なお、設置場所の現況は山林のほか離農跡地の荒廃した農業用施設用地となっており、今後施設用地あるいは農地として活用される見通しがない状態となっております。</p> <p>今後の予定ですが本総会後に当委員会から町に意見書を提出します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定でございます。事務局からの説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、協議第7号「美幌町農業振興地域整備計画に係る協議について」は適当と認めることに決定致します。</p>
議 長	<p>以上で全議案の審議を終了しました。 これをもちまして、第13回美幌町農業委員会総会を閉会致します。</p> <p>(ブザー)</p>

議 長

ご苦勞様でした。

閉会 午後2時20分